

市有住宅の貸付けに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の医療と福祉の促進及び医療、福祉施設の勤務者の居住の安定性を確保するため、浜松市公有財産管理規則及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準に基づき、市有住宅の貸付けに関する事項を定めるものとする。

(貸付住宅)

第2条 この要領により貸付けする市有住宅は、次のものとする。

浜松市佐久間町中部 472 佐久間医療等職員等住宅

浜松市佐久間町中部 434-1 平沢医療職員等住宅

(貸付条件)

第3条 貸付けの対象者は、浜松市佐久間町地内の医療、福祉施設の勤務者の住居として利用するものとし、一世帯一室とする。なお、駐車場は、一世帯一区画を原則とする。

(期間)

第4条 貸付けの期間は、前条の医療、福祉施設の勤務期間とする。

(貸付料及び共益費)

第5条 貸付料及び共益費は、次のとおりとする。

	面積 (m ²)	使用料 (円)			共益費 (円)
		月額	駐車場	計	
佐久間医療職員等住宅	34.04	11,200	2,400	13,600	2,700
平沢医療職員等住宅	45.00	12,420	2,400	14,800	-

(違背行為)

第6条 この要領及び契約条項に違背したときは、貸付けを取消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。